

【LAVA school】

【ホットヨガインストラクター養成スクール受講約款】

受講者(以下「甲」という)と申込者(以下「乙」という)と、株式会社ベンチャーバンク(以下「丙」という)は、以下のとおり「ヨガインストラクター養成スクール(以下「本講座」という)受講約款(以下「本契約」という)」を締結する。

【第1条】(契約の締結)

本契約は、乙が別紙の受講申込書に必要事項を記入し、署名・捺印して丙に交付し、これを丙が承認することにより成立する。

【第2条】(受講契約の内容)

1. 丙は甲に対し、本講座において、丙の提供する教室で通学講座を開設し、本講座のパンフレットに定める授業の役務を提供する。
2. 丙は、甲に対し、本講座に必要なテキスト及び補助教材を提供する。
3. 甲が本講座を修了するためには、受講期間内に丙に講座内で提出された課題を提出する必要がある。
4. 丙は、本講座終了日までの期間において、プログラム及び講師について変更することができるものとし、事前に甲に対し変更の通知を行なう。なお、講師のやむをえぬ事情(病気等)による当日の変更もあるものとする。

【第3条】(受講料の支払い)

乙は、丙に対して下記の方法により受講料を支払うものとする。
銀行振込による一括払いまたは分納払い。乙は丙に対して、受講料の全額または一部を丙の指定する銀行口座に振り込むことによって、本講座の受講料を支払う。乙から丙への特段の請求のない場合は、銀行が発行する振込を証明するものをもって領収証にかえるものとする。振込手数料は乙の負担とする。なお、申し込み後7日以内に入学金相当分の入金を確認できない場合は、または指定期日までにその他該当授業料が確認できない場合は、丙は乙の申し込みを取り消すことができるものとする。

【第4条】(講座の解約)

乙は、丙に対して、次の方法により本契約の解除を行なうことができるものとする。なお、甲乙が同一人の場合を除き、甲による解約はできないものとする。

1. 乙は受講料を入金後でも、下記の事由であれば本契約を撤回または解除できる。

(1)甲が海外移転をする場合

(2)甲がやむを得ぬ事情(長期入院等)により受講ができなくなった場合本項により本契約の撤回または解除が有効になる場合、丙は甲の受講料の定額から送金手数料、事務手数料(教材郵送料等)を除いた額を無利子で乙の指定する口座に振り込むことによって返還する。なお、乙が丙に対して、本契約の撤回または解除を申し入れた期間によっては、第5条に定めるキャンセル料を申し受けるものとする。

2. 乙は、第4条1項の事由以外では、本講座の開始初日以降は、原則として本契約を撤回もしくは解除することはできない。但し、関連法令に定めがある場合はそれによる。また、甲と乙が同一である場合は、この限りではない。

【第5条】(キャンセル料について)

受講申込後、第4条1項の事由において、乙が丙に対しキャンセルを正式に書面にて申し入れ、これを丙が承認した場合、下記のキャンセル料を受け取ることができるものとする。

なお、受講料返金の際の振込手数料は丙の負担とする。

開講日を含む7日より前…………… 受講料の20%

開講日を含む7日以内…………… 受講料の60%

該当コース開始以降…………… 受講料の100%

【第6条】(本講座の開催中止について)

1. 本講座の開始前、丙のやむを得ない理由により、講座を中止する場合には、既に乙が丙に対して受講料の一部または全部を支払い済みの時は、丙は乙から受領済みの受講料を無利子で全額返却する。この場合、送金手数料は丙の負担とする。
2. 本講座の開始後、丙のやむを得ない理由により、講座開催を中止する場合には受講料を全額返還する。この場合、送金手数料は丙の負担とする。
3. 丙は、開講7日前までに受講申込人数に満たない場合、開催の中止を決定することができる。

【第7条】(教材等の複写複製・転用の禁止)

甲は、本講座の募集用パンフレットや、本講座で使用するテキスト、その他一切の教材などを、複写複製・転用してはならない。

【第8条】(禁止事項)

1. 甲は、本講座の講義内容をカセットテープなどの録音媒体に記録したり、ビデオテープレコーダーなどの録画媒体に記録したりすることはできない。また講義時間中、甲は丙または講師の指示に従うものとし、会場内での携帯電話などによる通話、パソコンによる筆記など、他の受講者の迷惑になると丙が判断する行為を行なってはならない。
2. 甲が前1項に反する行為を行なった場合、丙は甲を退場させることができる。また丙は必要に応じて本契約の一部または全部を撤回または解除することができる。その場合、乙は丙に対して役務の補償、受講料の返還等を請求することはできない。

【第9条】(秘密保持・個人情報の保持)

1. 甲は、本契約に関連して知り得た他の受講者に関する情報・課題提出物等を秘密情報として取り扱い、第三者に開示してはならない。
2. 甲及び丙は、相手方の秘密情報について本契約の目的の範囲内で使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なく、第三者に開示してはならない。
3. 丙は、本契約に関連して知り得た受講者の個人情報・課題提出物等を秘密情報として取り扱い、本講演の目的のために利用し、かつ本契約終了後も第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、乙から丙に対し、甲の受講状況・課題提出状況などに関する情報開示を求められた場合、丙は乙に対し、求められた情報を開示できるものとする。

【第10条】(郵送物の到達)

1. 甲がその住所、氏名、電話番号などを変更したときは、遅滞なくその内容を書面によって丙に通知しなければならない。
2. 前項の通知がない場合には、丙は甲に送付すべき郵便物を、受講申込書に記載された甲の住所に発送すれば足り、当該郵便物は通常到達すべき時に甲に到達したものとする。
3. 発送された郵便物が、甲の不在のために郵便局や配送業者に留置された時には、留置期間満了時に甲に到達したものとみなす。

【第11条】

甲、乙、丙は本契約に関して問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の所轄裁判所とすることに合意する。

上記を確認し、同意する意思として下記への署名・捺印または受講申込書指定欄への✓をお願いします。

署名 _____ 印 _____